

「港湾・漁港工事における週休2日工事」実施要領

平成30年12月17日
県土整備部港湾課
農政水産部漁業管理課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保（以下「4週8休」という。）に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「港湾・漁港工事における週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において、次の次号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)「週休2日」とは、起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日まででおわる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう（以下「4週8休」という。）。
(2)「対象期間」とは、起算日から4週間を1期間とした期間単位をいう。

なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3 週休2日の対象工事は、主たる工種が港湾土木請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用した工事を対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。

2 週休2日工事は、共通特記仕様書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、事項から第4項までの規定を適用する。週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次項から第6項までの規定は適用しない。

2 受注者は、施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。

4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 受注者は、工事看板等により週休2日に取り組む旨を明示するものとする。

6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

（労務費・間接工事費・市場単価の補正）

第5 当初設計から下表（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正）の4週8休以上の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の実施後、4週8休未満となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

ただし、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

閉所状況		
4週8休以上		
労務費		1. 0 2
共通仮設費		1. 0 2
現場管理費		1. 0 3
港湾工事 市場単価	底面工	1. 0 1
	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1. 0 0
	支保工	1. 0 2
	足場工	1. 0 1
	鉄筋工	1. 0 2
	吊鉄筋工	1. 0 2
	型枠工	1. 0 2
	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1. 0 2

コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1. 0 2
止水板工	1. 0 2
上蓋工	1. 0 2
伸縮目地工	1. 0 1
係船柱取付	1. 0 2
防舷材取付	1. 0 2
車止・縁金物取付	1. 0 2
係船柱撤去	1. 0 2
防舷材撤去	1. 0 2
車止撤去	1. 0 2
電気防食取付	1. 0 2
防砂目地板取付工（陸上施工）	1. 0 2
防砂目地板取付工（水中施工）	1. 0 2
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1. 0 2
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1. 0 1
ペトロラタム被覆	1. 0 2
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1. 0 2
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1. 0 2
かき落とし工	1. 0 2
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1. 0 1
汚濁防止枠設置・撤去	1. 0 1
灯浮標設置・撤去	1. 0 1
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1. 0 0
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1. 0 2
異形ブロック製作 型枠工	1. 0 2
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1. 0 2
異形ブロック製作 給熱養生	1. 0 1

※補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

（留意事項）

第6 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

（1）受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

(2) 4週8休の確認方法は、以下のとおりとする。

ア 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日（若しくは月曜日）からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）。

イ 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。

ウ 1期間（4週間）内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。

エ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。

オ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日（若しくは日曜日）までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。

(3) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（平成31年1月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（令和2年4月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（令和3年4月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行し、令和5年1月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領（令和3年10月

1 日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休 2 日工事」試行実施要領（令和 4 年 10 月 1 日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休 2 日工事」試行実施要領（令和 4 年 10 月 1 日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施工前に『「港湾・漁港工事における週休 2 日工事」試行実施要領（令和 4 年 10 月 1 日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。